

子家発 0703 第 1 号  
令和 2 年 7 月 3 日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公 印 省 略）

### 民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、民間あっせん機関及び児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有する等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされているところである。

今般、その連携の推進に資するよう、民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて、「令和元年度（2019 年度）厚生労働省子ども家庭局子ども・子育て支援推進調査研究事業 養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究 報告書」を踏まえ、別紙のとおり策定したので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただくとともに、児童相談所及び貴管下の民間あっせん機関に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別紙)

## 民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引き

(目次)

I. 本手引きの目的.....	i
II. 養子縁組の各プロセスにおける連携.....	ii
1. 養子縁組の検討段階における連携.....	ii
2. マッチング段階における連携.....	iv
3. 縁組成立前養育の段階における連携.....	viii
4. 養子縁組成立後の支援の段階における連携.....	xii
III. 連携様式集.....	xiii

## I. 本手引きの目的

平成 28 年 6 月 3 日に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確化された。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条においては、民間あっせん機関と児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないと規定されている。

また、令和 2 年 4 月 1 日には、民法（明治 29 年法律第 89 号）等が改正され、特別養子縁組による養子候補者の上限年齢の引上げ等により、制度の利用が促進されることを踏まえれば、養子縁組のあっせんに必要な情報を民間あっせん機関と児童相談所との間で共有すること等さまざまな連携方策を取り得ることや、これらの機関同士が連携・協力する際に新たな課題が生じることが考えられる。児童や家庭へ必要な支援を行うためには、関係機関が支援の協力・調整を行い、チームとして支援を拡充することが重要である。

本手引きは、養子縁組の各プロセスでの民間あっせん機関と児童相談所の連携における課題に焦点をあて、児童・実父母・養親希望者・養親へ可能な限り円滑に支援を行うために、実務で生じている課題への対応方針を提示することを目的として策定した。特に連携が必要とされる場面については、連携モデルと様式例の提示を行う。本手引きでの言及がない課題についても、児童の最善の利益に資することを共通の原則として、関係機関が相互に協力して適切な支援モデルが構築されていくことを期待したい。

なお、本手引きでは児童相談所と民間あっせん機関の連携を前提としているが、児童相談所間、民間あっせん機関間での連携も必要に応じて図られるべきである。

### 【用語の定義】

- ・実父母：児童の父母（児童の出生により、当該児童の父母となるべき者を含む。）
- ・養子：養子縁組によって養子となった者
- ・養親希望者：養子縁組によって養親となることを希望する者
- ・養親：養子縁組によって養親となった者
- ・民間あっせん機関：法第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者

## Ⅱ. 養子縁組の各プロセスにおける連携

### 1. 養子縁組の検討段階における連携

- (1) 民間あっせん機関が児童を養親希望者に委託する前に、一時的な養育が必要となった場合に、児童を適切に養育するための場所が確保できないときの対応。
- (2) 児童の養育にリスクのある実父母が民間あっせん機関へ相談をした後、自ら養育をすることとなった場合の対応や実父母が失踪した場合等の対応。
- (3) 一時保護を受けている児童について、実父母等が民間あっせん機関による養子縁組あっせんを検討している場合の対応。

- (1) 養子縁組の検討に当たっては、まず、養子縁組あっせんをする前に、児童が実父母によって育てられる可能性について十分に検討を行い、実父母による養育が困難であることを確認した上であっせんを検討することが前提となる。

民間あっせん機関は、児童の実父母又は児童の実父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するものから児童のための養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではないこと（法第 25 条第 1 項）とされており、ここでいう「正当な理由」とは、「申込みの内容が法令に違反している場合や、児童について監護権を有していない者からの申込みである場合が該当するもの」であるとされている（「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について」（平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「法施行通知」という。）第 2 のⅢの 3）。

民間あっせん機関は、児童の一時的な養育が必要となった場合には、乳児院等に準じた環境において児童を適切に監護することや児童を 3 ヶ月以上（乳児は 1 ヶ月以上）同居させる場合は、同居児童の届出を行うことが必要である（民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年厚生労働省告示第 341 号。以下「指針」という。）第 3 の 2）。

しかしながら、民間あっせん機関が適切に監護することが困難であるときや実父母からの相談に対応することが困難であるときは、実父母に、居住している自治体の児童相談所に児童の養育について相談するよう支援するとともに、民間あっせん機関から児童相談所へ情報提供を行い、対応を協議する必要がある。

児童相談所が検討をした結果、里親・乳児院等で一時保護等の措置を行った場合においても、実父母が民間あっせん機関からの支援の継続を希望する場合には、児童相談所と民間あっせん機関が相互に協力して支援を行うことが望ましい。

- (2) 児童の養育にリスクのある実父母が民間あっせん機関へ相談をした後、自ら養育する意思を固めた場合は、児童の父母等及びその親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採ること、児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する意思を固めた場合においても、当該児童の父母等に対し、適切な支援が提供されるよう、同様の措置を講ずることとされている（指針第2の1）。

また、児童の父母等が児童を残して失踪した場合、児童が児童虐待を受けたと思われる場合等、当該児童が要保護児童又は児童虐待を受けたと思われる児童に当たる可能性がある場合には、児童福祉法第25条第1項又は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定に基づき、これを児童相談所等に通告しなければならないことが定められており（指針第7の1（2））、そのような通告を受けた児童相談所等の関係機関は民間あっせん機関と密に連絡をとり、相互に協力して支援を行う等の積極的な対応が求められる。

- (3) 児童相談所は、一時保護中の児童の実父母等が民間あっせん機関による養子縁組あっせんを希望している場合には、当該実父母が契約した民間あっせん機関と相互に連携し養親希望者に児童の発達・養育状況等に関する必要な情報提供や施設での面会・交流を行う。

事例1：民間あっせん機関と児童相談所が、要保護児童対策地域協議会の枠組みを用いて、連携して支援したケース

妊娠39週の未受診、母子手帳未取得の実母が行政窓口で支援の問い合わせをしたものの、年末だったため電話が繋がらず、医療機関である民間あっせん機関に相談が入った。相談時点ですでに子宮口が開いており、そのまま入院し、出産となった。

年頭に行政機関が留守番電話を聞いて、関係機関や警察と連絡を取り、その民間あっせん機関が支援中であることを突き止めた。民間あっせん機関と地域の母子保健担当の保健師・児童相談所・警察・市区町村児童福祉主管課は、実母の支援のための会議を開催した。実母は、幼少期に児童相談所に守ってもらえなかったという経験を持ち、行政機関への拒否感が強かった。

その後、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、民間あっせん機関と児童相談所と一緒に支援方針を検討し、最終的には当該民間あっせん機関での特別養子縁組を選択し、特別養子縁組成立となった。

## 2. マッチング段階における連携

- (1) 養子縁組が望ましい児童に、適切な養親希望者が見つからないケースの対応。特に、児童に障害や疾病がある場合が想定される。
- (2) 自治体で里親登録を受けている養親希望者で、児童を養育する上でリスクがあることを児童相談所が認識している場合の民間あっせん機関への情報共有<sup>1</sup>。

- (1) 民間あっせん機関と児童相談所において養親希望者が見つからないケースについて、民間あっせん機関から児童相談所に連携・協力を求めた場合、児童相談所は管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力すること（「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）児童相談所運営指針（以下「児相運営指針」という。）第4章第3節の9（2））、また児童相談所からも民間あっせん機関にあっせんに依頼することとされている（法施行通知第2のIの4）。

なかでも、児童に障害や疾病があるケースや外国にルーツを持つ児童等で配慮が必要なケースでは、適切な養親希望者は限られる可能性が高く、他の都道府県等の児童相談所や民間あっせん機関と連携して、相互に養親希望者を探すことや情報提供を行うなど、児童の福祉のために積極的に協力することが求められる。養親希望者・児童に係る情報提供については、主な情報を共有する様式を用いて行い、その後電話等で直接聞き取りを行う方法が想定される。養親希望者の情報を他機関へ提供する場合には、事前に当該養親希望者の同意を得る必要がある。【参考：連携様式集 連携様式例①・連携様式例②】

養親希望者が見つからない場合の児童相談所との連携モデルは図表1の通りである。

この場合、養親希望者に対して、他の児童相談所や民間あっせん機関からの児童の委託を希望するか、当該機関へ情報提供してよいかどうか等の意向を、研修などの機会において把握しておくことが考えられる。（図表1において、児童相談所からの依頼の場合には、民間あっせん機関と児童相談所を置き換えて参照する。）

なお、横須賀市児童相談所においては、協定を結ぶ民間あっせん機関が養親希望者研修を行う過程で、横須賀市の児童の委託を受ける希望があった場合、民間あっせん機関が一定の研修を行うことを取り決めている。加えて、児童相談所管内で養親希望者が見つからなかった場合は、管外の児童相談所に照会して探し、それでも見つから

<sup>1</sup>「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、民間あっせん機関は養親希望者等が里親として登録されている場合を除き、本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行うこととされている。また、必要に応じて、都道府県等<sup>2</sup>に対して児童虐待等の確認を行うこととされている。

ない場合に民間あっせん機関と連携を行うという手順としている（詳細は、HITOTOWA Inc.「令和元年度（2019年度）厚生労働省子ども家庭局 子ども・子育て支援推進調査研究事業 養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究報告書」（令和2年3月）<sup>2</sup>を参照されたい。）。

図表1 民間あっせん機関において養親希望者が見つからない場合の  
児童相談所との連携モデル



\* 実父母等とは、法第25条第1項に規定されるもの

<sup>2</sup> <http://hitotowa.jp/information/post-9767/>



事例 2：児童相談所が民間あっせん機関に、養親希望者探しを依頼したケース①

児童相談所で登録している里親の中に適切な候補者がいない場合は、民間あっせん機関に電話で問い合わせをすることがある。その際は、電話で児童の月齢や実父母が養育できない理由等、最低限の情報を共有し、養親希望者が見つかった場合は、養親希望者についての情報提供を依頼している。

児童相談所では養親希望者が見つからなかった場合でも、民間あっせん機関に依頼したことで早期委託につながったケースがあった。

事例 3：児童相談所が民間あっせん機関に、養親希望者探しを依頼したケース②

児童相談所が実母から養子縁組の相談を受けたが、当該自治体では養親希望者が見つからず、児童相談所から民間あっせん機関に相談があった。

児童相談所が民間あっせん機関に児童の情報を伝達し、民間あっせん機関が養親希望者とのマッチングを提案。児童相談所もマッチングを進めることが適当と判断したことから民間あっせん機関が養親希望者向けの実習を行った。その後も児童相談所は実母への支援を継続し、民間あっせん機関と情報共有した。養親希望者への児童の委託後は、民間あっせん機関からも児童相談所へ養親希望者の家庭での児童の養育状況についての報告書を提出し、児童相談所と情報共有をした。

事例 4：児童相談所が民間あっせん機関に、養子縁組あっせんに依頼したケース③

実母、実父、養親希望者が異なる自治体に居住しており、A自治体の児童相談所では対応困難であったため、広域で対応することができる民間あっせん機関に依頼があった。ケースを担当している児童相談所と民間あっせん機関が協力して実母への面接や自立支援計画の策定をした。

児童は、当該民間あっせん機関に登録していた遠方に住む養親希望者（B自治体でも里親登録）に委託することとなり、A自治体の児童相談所と連携してスムーズな委託につながった。

しかし、児童の委託後にB自治体の児童相談所へ養育開始の連絡をし、B自治体へ届出を行ったところ、B自治体の児童相談所は養親希望者への問い合わせを重ねるのみで、家庭訪問を実施することなく、またB自治体に登録されている里親への委託が協議なく行われたことについて民間あっせん機関に対して指摘があるなど、B自治体の児童相談所とは連携できなかった。

A自治体の児童相談所とは連携が円滑であったが、B自治体の児童相談所とは連携が難しいと感じたケースであった。



- (2) 民間あっせん機関は、養親希望者が法第 26 条各号のいずれかに該当する場合は、養子縁組のあっせんを行ってはならないとされており、当該者が法第 26 条第 1 号から第 3 号に該当しないことを「宣誓書」により確認した上で、当該養親希望者の本籍地の市区町村に対して、犯歴情報の照会を行うとともに、必要に応じて都道府県等に対し、当該者が児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者に該当しないことについて、「照会書」により照会を行うなどの確認が必要である。照会を受けた自治体は個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行うこととされている（児相運営指針第 4 章第 3 節の 9（4））。

民間あっせん機関は、マッチングに際して、養親希望者に関する法第 26 条各号の規定以外の内容に関して、配慮すべき事項を児童相談所に確認したい場合には、児童相談所に照会する前に、予め養親希望者に対して照会することの必要性を説明した上で照会の同意を取っておくことが必要になる。照会を受けた児童相談所は、必要に応じて、当該民間あっせん機関と協議の上、対応する。

### 3. 縁組成立前養育の段階における連携

- (1) 児童相談所長が一時保護を行い又は都道府県知事が児童福祉法第 27 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置を採っている児童について、実父母等が民間あっせん機関での養子縁組あっせンを希望した場合に、児童相談所長がどのように一時保護の解除等を判断及び調整すべきかの検討。
- (2) 民間あっせん機関による養子縁組あっせんで、養親希望者が児童の養育を開始したときの対応。具体的には、以下の各項目が考えられる。
  - ・ 児童の居住地の都道府県知事への養育開始の届出の遵守（法第 32 条第 3 項）
  - ・ 民間あっせん機関から養親希望者への説明  
同居児童の届出（児童福祉法第 30 条第 1 項）  
児童相談所による家庭訪問があり、児童福祉司指導等があり得ることの説明
  - ・ 児童の居住地を管轄する児童相談所への児童の養育開始の連絡・養親情報の共有
- (3) 養親希望者による養育が不調となり、児童の保護が必要となったケースの対応。

- (1) 児童相談所長が一時保護を行い又は都道府県知事が児童福祉法第 27 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置を採っている児童について、実父母が民間あっせん機関での養子縁組あっせンを希望した場合には、児童相談所は「当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと」とされている（児童相談所運営指針第 4 章第 3 節の 9（5））。

このとき、児童相談所と民間あっせん機関において、相互に十分な情報や支援方針の共有が必要である。

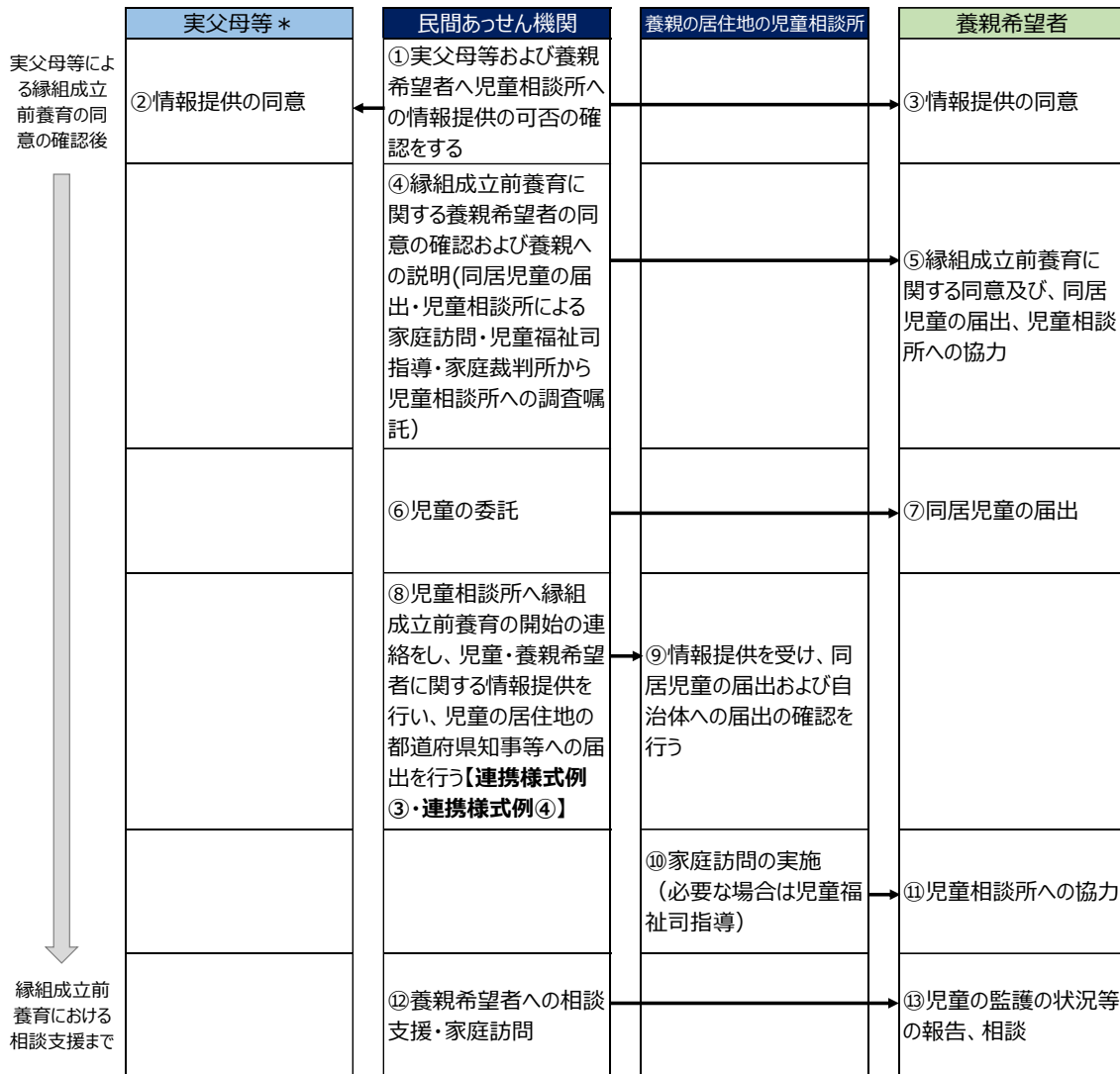
- (2) 民間あっせん機関による養子縁組あっせんで、養親希望者が児童の養育を開始したときは、児童の居住地の都道府県知事にその旨を報告しなければならない（法第 32 条第 1 項）。

また、養親希望者には、住民基本台帳法の規定に基づく児童の住所の異動に係る届出及び児童福祉法第 30 条第 1 項の規定に基づく届出（同居児童の届出）を行うことについて書面によって同意を得ることが規定されている（法第 29 条第 2 項第 3 号、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 14 条）。民間あっせん機関は、この同意に係る説明を行う際に、児童相談所が縁組成立前養育の期間中に家庭訪問を行い、必要な場合には児童福祉司指導を行う可能性があることも養親希望者に伝え、理解を求めべきである。

児童相談所は民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市区町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う（児相運営指針第4章第3節の9（6））とされていることから、児童の適切な養育に必要な支援を行うためには、民間あっせん機関と児童相談所との連携・協力は不可欠である。連携にあたり、養親希望者の情報を共有するためには、当該養親希望者の同意を事前に確認する必要がある。共有される情報については、許可自治体への報告と同程度であることが望ましい。【参考：連携様式集 連携様式例③・連携様式例④】

民間あっせん機関のケースで、実父母等による縁組成立前養育の同意の確認後、縁組成立前養育を行う場合の児童相談所との連携モデルは図表2の通りである。

図表2 民間あっせん機関による養子縁組あっせん  
縁組成立前養育を行う場合の児童相談所との連携モデル



\* 実父母等とは、法第25条第1項に規定されるもの

事例5：民間あっせん機関が児童の委託時に、児童相談所と情報共有したケース

民間あっせん機関が児童を養親希望者に委託した時点で、養親希望者の居住地を管轄する児童相談所に電話連絡をし、養親希望者、児童、実母に関する情報、家族背景や居住地、これまでの経緯などの情報を伝達した。

その後、民間あっせん機関と共に児童と養親希望者が市区町村窓口と同じ建物内にある児童相談所に出向き、同居児童の届出を記入し、その場で児童相談所の担当者が養親希望者への聞き取りを行った。その際に、児童相談所による家庭訪問の約束を取り付け、特別養子縁組成立までに家庭訪問を2～3回行うことができ、スムーズな支援ができた。

事例 6： 民間あっせん機関が委託後に、児童相談所に連絡したケース

児童相談所管内で行われた民間あっせん機関による養子縁組の委託に関して、民間あっせん機関から児童相談所へ電話連絡と書面にて養親希望者に関する情報が提供された。そのため、児童相談所は養親希望者に連絡し、支援のための情報収集に努めようとしたが、民間あっせん機関が養親希望者に対して同居児童の届出や児童福祉司指導の説明をしていなかったため、養親希望者からの協力や必要な情報を得ることが困難だった。

- (3) 養親希望者による養育が不調となり、児童の保護が必要となったケースの対応として、民間あっせん機関は、法第 29 条第 5 項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとされている（法第 31 条）。

縁組成立前養育が中止された場合、「監護の権利を有する者」に引き渡すと失踪や虐待などのリスクが生じる可能性を十分考慮すべきであり、必要に応じて児童の引渡し前に監護の権利を有する者（基本的には親権者）が居住する地域の児童相談所と協議する。連絡を受けた児童相談所は、当該民間あっせん機関と十分協議したうえでアセスメントすべきである。

民間あっせん機関及び監護の権利を有する者が居住する地域を管轄する児童相談所、民間あっせん機関を許可した自治体は、必要に応じて情報の共有を行い支援にあたる。

#### 4. 養子縁組成立後の支援の段階における連携

(1) 養子縁組の成立後に、連携による継続的な相談支援が必要であるケース。

- (1) 養子縁組の成立後に、継続的な相談支援が必要であるケースについては、養子縁組を支援した機関が継続的に相談支援を行う。さらなる支援が必要である場合には、当該養親が居住する地域を所管する児童相談所に協力を求める。協力の求めを受けた児童相談所は、関係機関と連携を図りながら、児相運営指針第4章第3節の5で示す養子縁組成立後の支援と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う（児相運営指針第4章第3節の9（9））。養親が当事者同士の交流の機会を希望する場合には、交流の機会等を提供できるよう支援する。

### Ⅲ. 連携様式集

前述の連携モデルにおける連携に当たって使用する様式については、下記の様式例を参考とすること。

連携様式例①：養親希望者が見つからない場合の情報共有様式(児童)

連携様式例②：養親希望者が見つからない場合の情報共有様式(養親希望者)

連携様式例③：縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式(児童)

連携様式例④：縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式(養親希望者)



養親希望者が見つからない場合の情報共有様式（児童）

記入日	年	月	日
記入者			
連絡先			

※民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として、「児童の父母の同意がない情報（児童の監護の状況に関する情報及び児童の心身の健康に関する情報を除く。）」を提供してはならない（民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第34条第2項、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第17条）と規定されているため、下線のある項目以外を養親希望者又は養親となった者へ提供する場合は実父母等の同意が必要であることに留意が必要である。

児童 について	ふりがな		
	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	
	性別	男 ・ 女	
	生年月日または出産予定日	( 生年月日 ・ 出産予定日 ) 年 月 日	
	妊娠の経過・出生時の状況		
	居住地		
	<u>児童の監護の状況に関する情報</u>		
	<u>児童の心身の健康に関する情報</u>		
実 父 母 について		実父	実母
	ふりがな		
	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	<input type="checkbox"/> 匿名
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	居住地		
	経済状況		
	健康状態・既往歴		
	養子縁組のあっせんを必要とする理由		
	養子縁組の検討に至った経緯		

(裏面)

当該児童の父母以外に当該児童の法定代理人又は当該児童についての監護の権利を有する者がある場合

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

養親希望者が見つからない場合の情報共有様式（養親希望者）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

※最初の情報提供時には、養親希望者に他機関への情報提供の同意を得た上で、「基礎情報」欄を記入して情報共有。その後、検討が進む場合は、「詳細情報」以降の情報項目を聞き取って記入する。

基礎情報			養父希望者	養母希望者	
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日				
	住所		〒		
	自宅電話				
	携帯電話				
	連絡事項				
詳細情報	職業				
	勤務先				
	本籍地				
	健康状態・既往歴				
	婚姻日		年 月 日		
	不妊治療歴		無・有	年 月 日～ 年 月 日	
	同居の家族	ふりがな			
		氏名			
		続柄			
		生年月日			
		年齢			
		職業等			
		健康状態			
	同居していない親族等の状況				
	申し込みの動機				
子育ての協力者		有・無			

(裏面)

		養父希望者	養母希望者
経済 状況	収入		
	支出	全体	
		うち家賃	
		ローン	
	資産	動産(預金)	
		不動産	
	経済状況の今後の見通し		
住居 の 状況	土地	自己所有・借地・その他 敷地面積 m <sup>2</sup>	
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他 ( )	
		一戸建て ( 階建て) 集合住宅 ( 階建ての 階)	
		延べ面積 m <sup>2</sup> 居室数 ( LDK)	
地域 の 状況	教育機関等	保育園・保育所 幼稚園	
		小学校 中学校	
	地域の環境		
	地域との社会的関係		
考 え 方	養育に関する考え方		
法定研修を修了した年月日		年 月 日	
備考			

縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式（児童）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

※民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として、「児童の父母の同意がない情報（児童の監護の状況に関する情報及び児童の心身の健康に関する情報を除く。）」を提供してはならない（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第34条第2項、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第17条）と規定されているため、下線のある項目以外を養親希望者又は養親となった者へ提供する場合は実父母等の同意が必要であることを留意が必要である。

児童について	ふりがな		
	氏名		
	性別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日	
	出生の届出の有無	有 ・ 無	
	本籍地		
	<u>児童の監護の状況に関する情報</u>		
	<u>児童の心身の健康に関する情報</u>		
子どもの親権者について		実父	実母
	ふりがな		
	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	<input type="checkbox"/> 匿名
	健康状態（既往歴）		
	養子縁組のあっせんを希望する理由		
	養子縁組のあっせんを希望するに至った経緯		

当該児童の父母以外に当該児童の法定代理人又は当該児童についての監護の権利を有する者がある場合

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式（養親希望者）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

基礎情報		養父希望者	養母希望者
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	職業		
	勤務先		
	住所	〒	
	本籍地		
	自宅電話		
	携帯電話		
	収入		
	健康状態・既往歴		
住居の状況	土地	自己所有・借地・その他 敷地面積 m <sup>2</sup>	
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他 ( )	
		一戸建て ( 階建て) 集合住宅 ( 階建ての 階) 延べ面積 m <sup>2</sup> 居室数 ( LDK)	
家庭の状況	家族関係		
	養育方針		
	養育に対する理解・熱意		

(裏面)

同居の家族	ふりがな				
	氏名				
	氏名				
	生年月日				
	年齢				
	職業等				
	健康状態				
同居していない親族等の状況					
養子縁組のあっせんを希望する理由					
養親希望者研修を修了した年月日		年 月 日			
児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である場合はその旨及びその登録をした都道府県名					
児童の養育を開始した日		年 月 日			
養親への説明の状況		同居児童の届出の説明		未 ・ 済	
		児童相談所による家庭訪問・児童福祉司指導の説明		未 ・ 済	
		家庭裁判所から児童相談所への調査囑託の説明		未 ・ 済	
養親による同居児童の届出(予定)日		年 月 日		※同居開始日から3ヶ月以内(乳児は1ヶ月以内)	
児童の居住地の都道府県知事への届出(予定)日		年 月 日		※児童の養育を開始した日から1ヶ月以内	
備考					